

「令和4～5年度関東甲信工事局発注者支援業務(新横浜)民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間: 令和3年9月16日～令和3年9月29日

項	資料名	頁番号	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
1	実施要項	4	1.1(2)	業務の内容に、2)工事の受注者等から提出された資料の収集・整理等の補助業務、とありますが、工事現場の施工管理業務は対象外ということなのか不明です。この業務では、現場作業はないという認識で良いでしょうか。	本業務では、工事現場の施工管理業務は対象外と考えております。	有	1.1(2) 1)工事発注にかかる補助業務「※工事現場の施工管理業務は対象外」を追記
2	実施要項	8	3.4	配置予定主任技術者に対する要件で、業務の統括管理とは具体的はどのような要件でしょうか。設計役務であれば、主任技術者の経験といった記載があった方が良いと思います。	工事や役務における業務上の主任技術者、監理技術者、現場代理人及びそれと同等以上の業務経験を考えております。また、業務により様々なケースが考えられるため、具体的な役職名等は記載しておりません。	無	
3	実施要項	28	主任技術者及び担当技術者の業務量	28枚目で、担当技術者(技術員)が3名程度配置されていますが、1社から3名の担当技術者を配属する必要があるか不明です。	1件の発注で3名の技術員を契約する予定です。担当技術者の人数は、過年度の業務量の実績より必要と想定される人数を記載しております。	有	主任技術者及び担当技術者の業務量 技術員3名の根拠として「※過年度の業務の実績により想定される人数」を追記
4	実施要項			担当技術者の期間ですが1年単位で交替が可能な体制にしていたらと応募する会社が増えるのではないのでしょうか。	本業務の担当技術者は、配置予定技術員の要件を満たしていれば、必要に応じた交替は可能です。	無	
5	実施要項	8	3.3(2)	1)競争参加資格確認申請書を提出する者は、当機構関東甲信工事局管内に業務拠点(配置予定主任技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有すること。と記載あります、関東甲信工事局管内の拠点となる、都道府県をご教授ください。	当機構関東甲信工事局管内の業務拠点は、東京都・神奈川県・山梨県を考えております。	有	3.3(2)業務実施体制に関する要件 業務拠点の補足として「※関東甲信工事局管内の業務拠点とは、東京都・神奈川県・山梨県をいう。」を追記

「令和4～5年度関東甲信工事局発注者支援業務(新横浜)民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間: 令和3年9月16日～令和3年9月29日

項	資料名	頁番号	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容												
6	実施要項	8.9	3.3(3) 3.5	<p>表記、役務と業務の区分の意図をご教授ください。</p> <p>3.3 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件 (3)業務実績に関する要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同種業務Ⅰ</td> <td>鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務</td> </tr> <tr> <td>類似業務Ⅰ</td> <td>道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.5 配置予定技術員に対する要件は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同種業務Ⅱ</td> <td>2年以上の鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務</td> </tr> <tr> <td>類似業務Ⅱ</td> <td>2年以上の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 ※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	同種業務Ⅰ	鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務	類似業務Ⅰ	道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。	区分	内容	同種業務Ⅱ	2年以上の鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務	類似業務Ⅱ	2年以上の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 ※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。	<p>配置予定技術員の「業務」には、役務の他、工事等の実務経験も含んでおります。</p>	有	3.5配置予定技術員に対する要件 配置予定技術員の「業務」の補足として「なお、配置予定技術員に必要とされる同種又は類似業務の経験には、役務の他、工事等の実務経験も含まれる。」を追記
区分	内容																		
同種業務Ⅰ	鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務																		
類似業務Ⅰ	道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。																		
区分	内容																		
同種業務Ⅱ	2年以上の鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務																		
類似業務Ⅱ	2年以上の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 ※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。																		
7	実施要項	6	3.4	<p>配置予定主任技術者に対する要件は、以下のとおりとする。 配置予定主任技術者の資格等 次の要件の一方に該当する者。 (a)……また、発注者として従事した業務の経験も実績として認める。と記載ありますが、以下の質疑に対してご教授ください。</p> <p>①5年間の“実務経験”は何を以って証明するのか。自己申告でよいのでしょうか。 ②5年間の“統括管理の経験”は、建設所長経験や課長以上の管理職経験と考えてよいのでしょうか。 ③「実務経験」、「統括管理の経験」とも平成18年度以降が対象でしょうか。</p>	<p>①発注者として従事した業務の経験は、入札参加者から提出される配置予定主任技術者の経歴書で確認することを考えております。</p> <p>②当機構の場合には、監督員経験や管理職の業務経験が統括管理の経験と考えております。</p> <p>③そのように考えております。</p>	有	3.4配置予定主任技術者に対する要件 発注者として従事した業務の経験の確認方法として「※入札参加者から提出される経歴書により確認するものとする。」を追記												